

平成三十年国土交通省令第八百三十三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十九条第一項、第四十一条、第四十五条及び第四十七条並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第一条第二号から第五号までの規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特別の措置
第一節 地域福利増進事業の実施のための措置
第二節 地域福利増進事業の実施の準備（第四条～第十条）
第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第三十三条）
第一款 特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例（第三十四条～第五十一条）
第一款 収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例（第五十二条）
第二節 所有者不明土地の管理の適正化のための措置（第五十三条）
第三章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置（第五十四条～第五十七条）
第四章 所有者不明土地利用円滑化等推進法人（第五十八条）
第五章 雜則（第五十九条～第六十条）
第一章 総則（土地所有者確有必要情報を保有すると思料される者）
第一条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第一号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者について、令第一条第一号から第四号まで並びに令第八条第一号から第四号まで及び令第九条イに掲げるものとする。ただし、第一号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで並びに令第八条第一号から第四号まで及び令第九条イに掲げる者に

第一号から第四号まで又は令第十一条第一号から第四号までに掲げる措置（市町村長が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定による勧告をしようとする場合又は国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が法第四十二条第一項から第三項まで若しくは第五項（第四項に係る部分を除く。）の規定による請求をしようとする場合にあっては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。

一 当該土地を現に占有する者
二 当該土地に関し所有権以外の権利を有する者
三 当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者
四 令第一条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地の所有者の全部又は一部を確知することができなかつた場合においては、当該措置の対象者
五 当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあっては、都の知事）
六 当該土地の地籍調査票を備えると思料される都道府県の知事又は市町村の長
七 当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会
八 当該土地が森林の土地である場合においては、その林地台帳を備えると思料される市町村の長
九 当該土地が所有者の探索について特別の事情を有するものとして国土交通大臣が定める土地である場合においては、国土交通大臣が定める者
十 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者
十一 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者
ロ 当該法人の代表者

口 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人
ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは戸籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長（以下「の行政機関の長等」という。）が法第七条第二項各号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。
（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）
第二条 令第一条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
（土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる書類）
イ 住民基本台帳
ロ 戸籍簿又は除籍簿
ハ 戸籍の附票
二 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（当該法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあっては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）
九号）第二十一条第二項に規定する台帳）
令第一条第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、前項第一号イからハまでに掲げる書類
二 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（土地の所有者を特定するための措置）
三 特定所有者不明土地の写真
（障害物の伐採等の許可の申請手続）
二 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた前項第五号に掲げる事項を明らかにする書類
三 特定所有者不明土地の写真
（障害物の伐採等の許可の申請手續）
二 特定所有者不明土地の所在及び地番
一 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
二 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた前項第五号に掲げる事項を明らかにする書類
三 特定所有者不明土地の写真
（障害物の伐採等の許可の申請手續）
二 特定所有者不明土地の所在及び地番
一 申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
二 事業の種別
三 伐採等の目的
四 特定所有者不明土地の所在及び地番
五 障害物の種類及び数量
六 障害物の確認所有者の氏名又は名称及び住所
七 伐採等の方法及び範囲
八 伐採等をしようとする期間
九 前項の伐採等許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
二 障害物の写真
三 障害物の位置を表示する図面
（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）
二 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
二 障害物の写真
三 障害物の位置を表示する図面
（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）
二 法第七条第二項の規定による公告は、官報又は都道府県若しくは市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行なわなければならない。

許可申請書を特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 申請者の氏名又は名称及び住所
二 事業の種別（法第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。次条第一項第二号及び第二十九条第一項第二号において同じ。）
三 特定所有者不明土地の所在及び地番
四 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
三 立入りの目的
四 前項の立入許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
二 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた前項第五号に掲げる事項を明らかにする書類
三 特定所有者不明土地の写真
（障害物の伐採等の許可の申請手續）
二 特定所有者不明土地の所在及び地番
一 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
二 事業の種別
三 伐採等の目的
四 特定所有者不明土地の所在及び地番
五 障害物の種類及び数量
六 障害物の確認所有者の氏名又は名称及び住所
七 伐採等の方法及び範囲
八 伐採等をしようとする期間
九 前項の伐採等許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
二 障害物の写真
三 障害物の位置を表示する図面
（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）
二 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
二 障害物の写真
三 障害物の位置を表示する図面
（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）
二 法第七条第二項の規定による公告は、官報又は都道府県若しくは市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行なわなければならない。

四 法第二十八条第一項第三号の規定による
申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨
(公告事項)

第四十二条 法第二十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から二週間以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第三十二条第一項の裁定をする旨とする。
(裁定申請があつた旨の通知の方法)

第四十三条 法第二十八条第二項の規定による通知は、文書により行わなければならない。
(裁定申請の却下の通知の方)

第四十四条 法第二十九条第三項の規定による通知は、文書により行わなければならない。

第四十五条 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により裁定手続の開始を決定したときは、直ちに、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。
(裁定手続開始の決定の通知)

第四十六条 都道府県の公報により行わなければならない。
(証明書の様式)

第四十七条 法第二十二条第六項において準用する法第十三条第六項に規定する証明書の様式は、別記様式第十一によるものとする。
(裁定の公告の方)

第四十八条 法第三十三条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(担保の取得及び取戻しに関する手続)

第四十九条 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第七項の担保の取得及び取戻しに関する手続については、土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)第十九条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、同令第十九条、第二十条第一項、第二十一条及び第二十二条第二項中「收用委員会」とあり、並びに同令第二十条第二項中「收用委員会の会長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
(請求書及び要求書の記載事項)

第五十条 法第三十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
〔請求書及び要求書の記載事項〕

一 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第七十九条の規定による請求をしようとする場合においては、次に掲げる事項

イ 移転しなければならない物件の種類及び数量

ロ 移転しなければならない物件の移転料の見積額

ハ 移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格の見積額

二 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十四条第一項の規定による要求を

三 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項の規定による要求を

四 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

五 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

六 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

七 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

八 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

九 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一〇 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一一 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一二 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一三 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一四 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一五 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一六 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一七 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一八 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

一九 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二〇 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二一 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二二 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二三 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二四 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二五 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二六 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二七 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二八 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

二九 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三〇 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三一 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三二 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三三 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三四 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三四 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三五 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三六 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三七 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三八 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

三九 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四〇 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四一 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四二 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四三 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四四 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四五 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

四五 法第三十五条第一項において準用する土地の取用法第八十五条第一項による要求を

第三章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

(土地所有者等関連情報)

年月日及び連絡先とする。(都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続)

で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

(都道府県の公報等による公報の提出の請求)

で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

六 請求者(法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

(土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付)

(土地所有者等の探索の過程における得られ

た前項第四号に掲げる事項を明らかにする

書類

(土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続)

等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときに当該要請をしようとする場合に限る)を記載した職員派遣要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

附 則（令和五年九月一五日国土交通省）

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

令第七〇号

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。

別記様式第一（第九条関係）

職員の派遣の要請手続

第五十九条 法第五十三条第一項又は第二項の規

定に、この職員の派遣の要請を口頭にて、各者達

業等の実施の準備のためその職員に土地所有者
定による職員の派遣の要請をしようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項（第一号に掲げる事項にあっては、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者

一 事業の種類及び内容	三 人臣に提出しなければならない。
一 派遣を要請する理由	二 前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
一 権限の委任	一 八十条 法第五十三条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
附 則 抄	施行期日) 一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。 附 則（平成三十一年四月二十五日国土交通省令第三五号） この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。 附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号） この省令は、令和三年一月一日から施行する。 施行期日) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 （令和四年一月一日国土交通省令第七五号） 施行期日) この省令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律令和四年法律第三十八号の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。 経過措置)	この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、この

別紙形式第一(第9条系)	
第 号	年 分 開 始 事
	開 始 事
	名
上記の者は、所有者不利用の内の内情等に関する特許登録法の規定に規定する 地城利用権者登録をなさうとする者。 但し、前記について、所有者不利用地に 登録権利所有者不利用地にあつて、所持者であることを認めたる者は除く。	
年 月 日	
地城利用権者登録をなさうとする者の氏名は右欄	日

記 様 式 第 一
（第 九 条 關 係）

別紙式表第二（施主の登録）（平成20年8月30日）

番 号
立 入 施 工 証

住 所

英文化名と表示

上記の事項は、所定箇所に記入した所の記入欄に記入する特別措置を除く他の規定により、丁度のところに記入せしむりが内規に記入しなくてはならないことを記する。

記

- 地城特別利用基準の適用
- 立入の目的
- 立ち入りなどができる土地及び工作物の所在及び地番
- 立ち入りることができる範囲

年 月 日

監査官の異議書

印

備考欄

- 「立ち入りの目的」については、重量、地盤、荷物等のようその内容を簡便に記載すること。
- 「立入の目的」に記載するものと実際の立入の目的が異なる場合に際しては、筆記用紙を複数枚提出すること。ただし、監査官の異議書から立入を許可しないことを決定されたときは、監査官、監査官の代理か立入を許可した者が記入すること。

別記様式第三（第九条関係）（内規第68条・第69条）

番 号	書 分 別 記
	姓 名
	姓 名
上記の通り、所長が不動産取引の実態を把握するための調査結果（以下「調査結果」といいます。）の提出を依頼するにあたり、それをもとにした報告書（以下「報告書」といいます。）を作成するにあたっては、その内容を正確かつ適切に記載するよう努めることとする。	
年 月 日	
地元税務署長より提出を依頼するよううなづけた旨の返信を記入	

調査結果の提出に際しては、以下の事項を記載する。

1. 調査結果の提出の目的

2. 調査の内容

3. 調査結果の報告書の範囲

4. 調査結果の報告書の形式

5. 調査結果の報告書の提出先

6. 調査結果の報告書の提出方法

7. 調査結果の報告書の提出期限

年 月 日

記入欄

備考

3. 第二項の返信書又は調査報告書は、開示請求があったときは、これを要する旨の印を捺すこと。

別記様式第四（第九条関係）（内規第68条・第69条）

番 号	説 明 等 拙 可 証
	姓 名
	姓 名又は名称
上記の通り、所長が不動産取引の実態を把握するための調査結果（以下「調査結果」といいます。）の提出を依頼するにあたり、それをもとにした報告書（以下「報告書」といいます。）を作成するにあたっては、その内容を正確かつ適切に記載するよう努めることとする。	
年 月 日	
地元税務署長より提出を依頼するよううなづけた旨の返信を記入	

調査結果の提出に際しては、以下の事項を記載する。

1. 調査結果の報告書の範囲
2. 調査の内容
3. 調査結果の報告書の範囲
4. 調査結果の報告書の形式
5. 調査結果の報告書の提出先
6. 調査結果の報告書の提出方法
7. 調査結果の報告書の提出期限

年 月 日

記入欄

備考

1. 「説明等の目的」については、直轄課、被調査者等によりその内容を簡単に記載すること。
2. 「説明等の内容」及び「説明等の報告書」についても、直轄課、被調査者等によりことじめ、各部課等に記載がないと算する場合は記載にとどめること。
3. 不要の部分は消すこと。

別記様式第五（第十条関係）（内規第68条・第69条・第70条の中の一部）

番 号	説 明 等 拙 可 証
	姓 名
	姓 名又は名称
上記の通り、所長が不動産取引の実態を把握するための調査結果（以下「調査結果」といいます。）の提出を依頼するにあたり、それをもとにした報告書（以下「報告書」といいます。）を作成するにあたっては、その内容を正確かつ適切に記載するよう努めることとする。	
年 月 日	
地元税務署長より提出を依頼するよううなづけた旨の返信を記入	

調査結果の提出に際しては、以下の事項を記載する。

1. 調査結果の報告書の範囲
2. 調査の内容
3. 調査結果の報告書の範囲及びその内容
4. 調査の経過

年 月 日

記入欄

備考

1. 「説明等の目的」については、直轄課、被調査者等によりその内容を簡単に記載すること。
2. 「説明等の内容」及び「説明等の報告書」についても、直轄課、被調査者等によりことじめ、各部課等に記載がないと算する場合は記載にとどめること。
3. 「説明等の報告書」及びその内容について、直轄課、被調査者等により記載しない場合は記載しないこと。
4. 不要の部分は消すこと。

別記様式第十（第三十二條参照）（第3回公表：通2、第13回公表：一部後引）

就 定 申 請 審

姓名用字参考

所有者不明土地の処理の基準化等に関する特別措置法第10条の規定により、下記のとおり特定所有者不明土地の取扱又は処理についての認定を申請します。

2. 事業の種類

 2. 事業の種類不動産の所在、施設、日付及び社説
 3. 施設所有者不動産の所有権を一括で譲り受けが可能な事業
 4. 施設所有者不動産の所有権を一括で譲り受けが可能な事業
 5. 施設所有者不動産上級に施設上級に他の引渡し又は組合物の引渡しの際
 6. 施設所有者不動産を使用しようとする場合においては、その方法及び期間
 7. 施設の運営の年月日
 8. 施設又は使用する手段を保有している場合においては、手続開始の年月日

備考
不要の部分は削すこと。

別紙様式第十一(第四十七条関係)	
其	
第 号	身 分 證 明 書
	所 在 地 名 称
	姓 名 及 氏 名
上記の者は、所有者不明土地の利用の済成化等に関する特種な規定	
第47条第2項に依て調査する旨を各該地主に	
明示し及び所有者不明土地にある工作物への入庫調査をすることができる者であることを願する。	
年 月 日	取扱委員会

第 号	
身 分 証 明 書	
住 所	
職 業 及 び 姓名	
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条第1項第1号に該当し、所轄署が明確な土建の施工者の名前を記載する権利を有する者又は、地主又は管理不全の権利を有する者であることを証明するため、本件地への立入・調査をすることができることを許す。	
年 月 日	印

四	
所有者不土地の利潤の引当額等に関する特別規定法(抜粋)	
第十三条	
第一項の規定により立て直しをすめ又は職員、その身分を示す認証書を携帯し、 関係者の確認があつたときは、これを提出しなければならない。	
第七条の規定による入居実績の範囲は、認證の範囲のみで認められたものと算しては ならない。	
第四条第一項の町村には、これ落成の実定に必要な期間において、その職員に、皆管 理所有者不土地又は管理不健全徴土地に立ち入り、その状況を調査せることができ る。	
第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立て直しについて準用する。	
第五条	